

4月11日は 北海道議会議員・北海道知事選挙の投票日です



3月号

広報

NO. 45

ポプラ子供会のひなまつり

おひな

まつり

灯りをつけましょ

ほんほりに……………

幼い日に歌ったなつかしい歌です。女の子にとってはたのしいのしい「おひなまつり」です。

おひなまつりの三日、村内字宮浜の「ポプラ子供会」では、生きたかわいいおひなさまを祭壇に飾っておひなまつりをみんなでたのしみました。

このおひなさまはみな男の子ばかりで、まるで女の子がお客様のようにでした。

足がしびれてもじもじするおひなさまや、途中でオシッコにあわてるおひなさま、太鼓を落してしまったり、にぎやかな「おひなまつり」でした。

推進

鹿部村社会教育委員会において、将来の社会教育振興のために推進計画がつけられました。

これらの話の中で、あらゆる関係団体が一元化した組織の中で、住民がきがるに参加できる社会教育を広く推進しようとしたものです。

このため目標を六項目にまとめ、目標を達成するための方法をこまかく説明しています。

▼現代に即した鹿部にするために鹿部が現代に立ち遅れないためにまた、地域の実態をからみあわせて社会教育は、新しい住民組織(区制を町内会形成など)をつくり、みなが今より多く海などでの生産をできる人であり、立派な家庭人であり、社会人となる生活力のある住民を育成して行こうとするものです。

▼自主性を育てる青少年教育の振興
 日常生活の中で、社会のきまりなどを守る青少年を育てるためにも、健全な生活指導をし、自主性をもたせること。

▼豊かな生活を築く成人教育の振興
 巾広くみんながスポーツサークルや文化サークルを通して、教養を身につけ、豊かな生活を築くための家庭教育、高令者のた

めの教育、PTA、婦人団体、青少年団体の自主活動を指導して行くこと。

▼たくましい体力づくりのためにスポーツの振興
 青少年会館などの建設によって場所と機会をもって、社会体育の確立をし、これらスポーツの指導者を養成し、さらにはレベルの向上をはかります。

▼社会生活のルールを守り人間そ
 外の克服と豊かな心情を育てる社会のきまりを守り、とかく現代で問題になっている人間より先に社会の振興がめざましく、かんじんの人間を必要とせずあ
 るいは人間がそれに近づけないという問題をなくし、豊かな心をもつ人間を育てて行こうとするものです。

▼生活にねぎらった文化の振興をは
 かり、情操豊かな人間を育成生活に密着した文化、教養を身につけ、水準の高い豊かな人間を育成して行こうとするものです。

▼目標達成のための施策
 一、社会ルールを守る運動
 暴力の追放、青少年については犯罪少年、触法少年、不良行為少年を保護すること。また交通事故が多く発生していることに
 対し、交通ルールを守ること。通学路の監視、三悪の追放、組織の整備などを行ないます。
 各種会合に積極的に参加し意見発表と話を聞く態度を育てるとともに時間を守ることの啓もうをはかる。出稼者に対して任地と家庭との連絡を密にする。
 未成年者の禁酒禁煙と補導体制を強化すること。

二、郷土を美しくする運動
 情操豊かな心を育てるために、花と緑を植える。①一掃き運動の实行 ②花いっぱい運動の推進 ③ゴミすて場を守る。
 観光鹿部としての水泳場、キャンプ場、公園、土産物、スキー場などの開発と整備。
 三、生活を見なおす運動
 私達の生活の中ではまだまだ無駄がたくさんあります。これら生活の簡素化、冠婚葬祭の簡素化、ミエとムダをなくすることが必要です。有害図書や危険な商品をなくすること。自治活動の推進、漁業後継者の育成指導をする。

四、たくましい体力づくりのための
 のスポーツの振興
 各種スポーツに住民みんなが親しめるため、各種スポーツサークルをつくって行きます。
 現在は、卓球サークル(ママさん卓球も含む)、バレーサークル、バトミントンサークル、野球サークル、などがあり、このほか、スポーツ少年団が結成され、すでにトレーニングに入っています。これらのサークルが自由にトレーニングできる場を多くつくり、整備拡充につとめます。婦人、老人のスポーツの普及にもつとめ、さらには食生活の改善のために調理教室なども開催し、たくましい体力づくりの一助とします。

五、町内会組織作りと合理的運営
 現在村には二十七区の区制にわけられていますが、これから一歩進んだ町内会組織づくりを積極的に進めます。

六、子供会の育成と幼児教育
 地域別に現在十三の子供会が

社会教育関係団体が初の懇話会を開催

鹿部村社会教育推進計画に基いて三月八日、漁協大ホールで村内の社会教育関係団体が一同にあつまって、今後の各団体のはたす役割をつきとめ、総合的な社会教育推進の方向を検討するために開催されました。

村内にある各種関係団体は青年会・婦人会・漁協青年・婦人部・PTA・子供会・スポーツ少年

団・水産改良研究グループなどありますが、これら関係団体があ

つまり、かなりつつ込んだ意見が出され、意義ある懇話会を終了することができました。

この中で話されたことは、各団体の現状と問題点を提起し、それに対して意見交換をし、一つの方向づけがなされたものです。

青年会：会員一二〇名、内活動家五十名、本村の青年団会員のほとんどが漁業に従事しているため、天候と相談のうえでの行事よりもず計画がたたない。各単位のリーダー不足。現在六単位の団

があるがその活動は毎年波があつて、永続しない。今後の推進項目としては地方自治に直結できるもの、地方に合った活動をする、他町村との交流の三点をあげてい

した。

PTA：他の社教団体と違い、子供を通しての活動であり別な意味での必要性がもてる。公費の負担

が必要。家庭と学校との交流が必要(現在では学校に依存しすぎ

る)人の集りがわるい。

スポーツ少年団：現在卓球、バレー、野球、サッカーの四団で結

成、卓球については実質的訓練に入っており、ほかの団もトレーニングに入っている。

中学校のクラブ活動と少年団との関連性からして現在中学校でク

ラブ活動をしているものが、そのまま延長したかたちでスポーツ少年

団として練習できる姿がほしい。そうなる」と指導者不足。

漁協青年部：協同組合活動の中で

の漁業という直結した団体である

ことから連系は保てる。

現在、経済、文化、生産などの各

部門に分けて活動、人の集りがわるい。

冠婚葬祭の簡素化、新生活運動の

推進などにも力を入れている。

会員一四〇名

漁協婦人部：会員三八〇名

問題点、事業内容は青年部とほぼ

同じ。

水産改良研究グループ

村内の若い青年たち三〇名が結

成、養殖技術の研究(現在、昆布

はたてなど)をしている。

昨年アクアラングの購入をし、

潜水技術を身につけ、昆布などの

発育状態などを研究するうえで必

要な知識を得るため努力してい

住民参加の

社会教育を

つくられてそれぞれ自主的な活動をしていきますが、まだまだ活動の滞りしている会がたくさんあります。これら子供会の指導者を育成のためのリーダー研修会や後援会指導者研修会などを積極的にすすめて行きます。

さらに、幼児教育の充実をはかることから、保育園の内容を充実して行くこと。また、子供の遊び場の増設整備をはかること。

七、公民館活動の充実

中央公民館の新設と現在ある地域の公民館の整備拡充をはかる。この公民館活動の中で、各種講座の開設をし、教養を高めるもの、趣味をのばすもの、生活改善に役立つものを幅広く取り入れる。

八、社会教育団体の育成

総合社会教育的な立場から、各種団体のあり方と相互の連携について研究を進めて行きます。

三月八日初の社会教育関係団体懇話会が開催され、それぞれの団体の特殊性、自主性を認めながら、一元化した総合的な社会教育の推進に役立てようとするものです。そのためには研修会の開催、学習活動充実をはかりながら、未組織者の対策を考え、高令者の学習活動をも進めて行くこと、さらに、住民のみなさんが、この社会教育運動に自分から進んで奉仕してくれる精神（ボランティア）の発掘と育成をはかること。

九、文化活動の振興

文化財の保護の発掘と保存管理をはかり、郷土芸能の振興と郷土の歴史の研究など、そのほか文化行事を数多く開催すること。これら目標を進めるうえにいくつかの基本的な考え方をまとめてみます。

一、生涯教育的な立場での推進、人間は生れて死ぬまでいろんな面で教育しなければならぬし、されなければならぬという考え方で社会教育を推し進める。

二、村づくりをどう進めるか
社会教育の受けもつ分野を明確にし、専門部制による推進をはかる。

三、拠点方式による推進

一度に全域、全団体、全住民に社会教育を浸透させることよりあるグループ、ある団体を中心に進めて波及効果をねらう。

四、住民参加の社会教育

全住民が参加して村づくりのための社会教育を振興する。

五、ボランティア発掘と育成

社会教育を推進するのに地域の指導者を育成し、そのリーダーが核となって充実をはかる、ような基本的な考え方に立たなければなりません。

これらのことは組織の一元化とその指導体制の確立することが大きな社会教育に与えられた課題なのです。社会教育は天の上での話しではありません。地にどっしりとした根をはって推められるべきものです。これら目標が積極的に推進されることのために、全住民の力が必要なのです。



海での仕事、日中での仕事が多いため、天候次第で計画が予定通りすすまない。

いこのことは親の理解も必要である。

さらに会員の出稼ぎなどで集りがわるい。

このように問題提起がなされたあと、土谷社教主事の司会によってすめられました。この会がもっと今後何回も集って検討する機会をもつべきであることを確認され、その中で村あげて一ヶ月に一日の村民研修の日をもつべきなどの声もありました。

また、婦人層からは家庭にもっと理解を得るためにも、青年婦人部のほかに父の部をつくるべきであるなど、また、これら関係団体はせめて村の教育施策なり予算をしようえにも議会の傍聴をすべきなどの声もありました。

そして最後に社会教育連絡協議会を結成し、この会を積極的に推進していくべきなども提案されました。



鹿部地区労働組合協議会（加盟単組函館バス、郵便局、役場、学校）では、過去十二年間にわたり、村社会福祉協議会の事業としてとりあげている歳末助け合い運動で、組合員から募金をつのり、村内の生活に困っているかたや、老人世帯、施設に長期入所している人達に対して善意の贈り物をしています。この善意に対し、村社会福祉協議会から感謝状が贈られました。

鹿部地区労働組合協議会（加盟単組函館バス、郵便局、役場、学校）では、過去十二年間にわたり、村社会福祉協議会の事業としてとりあげている歳末助け合い運動で、組合員から募金をつのり、村内の生活に困っているかたや、老人世帯、施設に長期入所している人達に対して善意の贈り物をしています。この善意に対し、村社会福祉協議会から感謝状が贈られました。

スポーツ少年団が 結成されました

昨年十二月に本村に初めてのスポーツ少年団が誕生しました。

このスポーツ少年団は、村内にある子供会を基盤に、地域社会の中での集団活動として、生活の中にスポーツを生かし、スポーツを通じてあすのない手である少年たちの、たくましくのびる心と身体をつくることを目標にかかげて、村教委や関係者の一致した考

えのもとに結成されたものです。昨年十二月一日には、日本スポーツ少年団本部にも登録をすませ、一月には団旗も届き、活動をはじめていきます。

卓球、バレーボール、野球、サッカーの四つの種目別スポーツ少年団があります。

スポーツ少年団の活動は、スポーツ活動だけではありません。



各団とも名称のとおり、おもに行なうスポーツはありますが、そのほかにスポーツテスト、学習活動、野外活動(登山やキャンプ)、奉仕活動、文化活動と、はば広い活動を行います。各団では年間の計画の中にこれらの内容を取り入れていくよう指導者の連絡会でも話し合い、計画を進めています。

これまで冬期間であったため屋外での活動は中止して、また屋外での活動は新築された青少年会館をふるに活用して、各団ともトレーニングにはげみ、早く戸外に出て活動できる日を心待ちにしています。屋内でできるバレー、卓球は、さっそく団内の練習試合も組み、張りきっています。

新しく生れた少年団であり、いろいろな面でむずかしいこともありますが、指導者、団員一九となつて創意工夫し、一步一步進んでおります。村民のみなさんのご理解とご支援を望みます。つぎに各団の指導者、団長、団員数をお知らせします。

▽卓球スポーツ少年団
団長 平野良子(以下九十四名)
指導者 中野寛

▽バレーボールスポーツ少年団
団長 盛田るり子(以下二十二名)
指導者 福地一郎、
藪脇よし子

▽野球スポーツ少年団
団長 西村栄一(以下二十三名)
指導者 佐々木成克、児玉進、
山本鉄弥

▽サッカースポーツ少年団
団長 熊川英行(以下十二名)
指導者 深栖久佳

四月から、いよいよ国民年金の拠出制老令年金(十年々金)が支給されます。

老齢年金がことしから支給

この最初の支給を受ける方は、明治三十九年四月二日以降に生まれたかたで六十五才に達し、国民年金に加入し、保険料を十年間納めている人です。保険料を滞納しているかたは、年金がもらえませんので、お手元の領収証や年金手帳を調べ、納め忘れの保険料はすぐに納めましょう。また、保険料の免除を

うけた人でも保険料を支払った期間と合わせて十年あれば年金が受けられます。それに相当する分だけ年金が減らされます。

今からでも免除期間分の保険料を納めることができますので、有利な年金をもらうため、ぜひ追加納入するようおすすめます。

年金は六十五才に達した翌月から支給されます。六十五才になった方は村役場にある「国民年金老令年金裁定請求書」に記入し、年金手帳を添えて提出して下さい。

六十才以上の方であれば、繰り上げ支給といつて希望する年から年金が支給されます。しかし、この場合年金の額が減らされます。

国保の保険証が 更新されます

更新されます

国民健康保険の被保険者証が四月一日から更新されます。

この更新とは、現在使用している藤色の保険者証の使用期間が満了するため、これを回収して新しい被保険者証を交付することです。

世帯主のかたは、四月一日から三十日までの一ヶ月間中に現在使用している被保険者証を村役場に持参して必ず新しい被保険者証(クリーム色)と取り替えてください。学生や出稼ぎなどでその人のだけの被保険者証の交付をうけている場合はその(学)、(特)の被保険者証も同じ手続きが必要ですから、更新の期間内に合うように送付してもらってください。

この期間に更新しなければ五月一日からこれまで使用していた保険証は無効となり、病院などで診察がうけられませのでご注意ください。

かけよう年金明るい老後



国保保険証が新たになります

- ふじ色の保険証は、4月末で無効に
- 新しい保険証はクリーム色
- 役場窓口で4月中に取り替えを



1年生を交通事故から守ろう



▽下校後の事故が多い
ことしも新学期を迎え、

新入学児童をおもちの家庭では、その準備に忙しいことと思えます。

本年度村内において小学校へ通学する一年生は一一五名の予定です。

しかし、子供たちは通学に不なれであり、毎年交通事故によって、たくさん犠牲者が出ています。

昨年四月だけで、新入学(園)児童の交通事故は三十五件発生し、死者二名、傷者三十七名が全道で起き

ています。

事故は登下校時よりも家に帰ってから多く起きており、このうち二十九件も帰宅後の事故が発生しています。

子供たちに交通事故防止を教えることはもちろん必要ですが、家庭で母さんがたが正しい交通知識を身につけ、子供たちに手本を示すことがたいせつです。

四月一日から一ヶ月間春の交通安全運動「新入学児童園児を交通事故から守る運動」がはじまります。

そこで次のようなことを守ってください。

◎ある一定期間、子供が通学になれるまでいっしょにつきそってやること。

◎正しい歩き方を身につけるため親がまづ正しい手本を示すこと

◎学校できめられている登校のための通学路を歩かせること

◎登校時間に間に合うようゆとりのある時間に家から出すこと

◎たくさん荷物をたせないと。

▽運転者のみなさんは次のことにご協力ください。

◎登校下校の時間にどうしても通学路を通らなければならぬ時などはスピードを落して、いつでも停車できる速度で走行してください。

◎横断しようとしている時は必ず一時停止を守ってください。

◎交通三悪(酒のみ・スピード・無免許)運転をしないでください。

学年末の少年非行を防ごう

ことしも卒業シーズスがやってきましたが、毎年この時期には少年の非行がふえてきます。

学校からの解放感から、飲酒、喫煙をして遊び、金ほしさからの盗み、おどしといった犯罪にまで発展しています。

金づかいが荒くなったとか、友達つき合いが変だと思ったりすぐ注意し、親子で話し合い、暖かい思いやりと、正しいしつけにより前途ある少年を非行から守ってください。道内では昨年、十一万人あまりの非行少年が検挙補導されていますがその大半は家庭での放任少年です。過保護も危険ですが、自分の子供だけはと安心するのは考えものです。つねに細かい配慮をしてあげてください。

鹿部警察官派出所

サークル案内

羽球(バトミントン)

サークルの巻

活動を開始して、早くも一年経過しました。最初は月一回、小学校や中学校の体育館を借りてサークル例会をもっておりましたが、昨年青少年会館が落成されてからは、(コート三面設置) 会員も増え、現在小学生二十六名、中学生三十五名、一般二十五名あわせて八十六名のマンモスサークルに成長しました。

簡易スポーツということから、例会の参加者も多く小中学生は、毎月第二・第四日曜日、一般は毎週木曜日に活動しております。



樹木伐採についてのお願い

従来から送電線付近での樹木伐採にあたっては、事故防止に注意されるようお願いしておりますが、最近相次いで伐採により送電線事故が発生し、需要家の皆様に多大のご迷惑をおかけしました。つきましては、伐採した樹木が送電線に接触しますと、断線事故はもとより、感電事故の危険もありますので、送電線付近の樹木伐採にあたっては、事前に必ず最寄りの電力会社に連絡し、その立合いのもとに伐採されるよう重ねてお願い申し上げます。

北海道電力株式会社函館支店

今まで例会のほかに、羽球教室の開催や今回第一回の村民羽球大会の後援をしております。

会長深瀬久佳氏一ヶ月会費三〇円、ラケットさえあればどなたでも入会できます。

道楽一家 工藤恒美



《3月末の行事》

日曜日	行	事
28日	9.00 - 12.00	羽球
29日	12.00 - 15.00	自由
30日	15.00 - 17.00	自由
31日	17.00 - 18.00	閉館
	18.00 - 20.00	野球
	20.00 - 21.00	卓球

会館だより

- ▽青少年会館使用上の注意
- (1) 利用者は必ず運動ぐつを持参しましょう。会館内にあるスリッパは来客用ですので貸すことができません。
 - (2) 土足のまま会館内に入ることやめましょう。
 - (3) 利用者は必ず受付で利用書に記入しましょう。
 - (4) 事務室には自由に出入りすることはできません。会館を利用する人は研修室を開放してありますのでそちらを利用しましょう。
 - (5) 青少年会館では青少年の健全な育成のための場です。みだしなみや、言葉使い、態度は特に気をつけましょう。一人のためにみんながめいわくをします。係員の指示に従うことのできない人は場合によっては退館を命ぜられます。
 - (6) タバコはロビー、研修室にある灰皿の前で吸いましょう。
 - (7) トイレの中にタバコの吸殻が紙くずなどを捨てないでください。
 - (8) 用具の出し入れは係員の指示に従ってください。
- ▽青少年会館の管理人のおじさんをよろしく
- ▽青少年会館の管理人として、宇宮浜 奥谷嘉市さんがまわりました。会館内のご相談ください。

お知らせ

- ▽保育園の入園式は四月七日午前十時から鹿部保育所で行なわれます。
- ▽村などからまわされる回覧は見ただけでなくなりへまおしめし。回覧は急を要する水道断水や、交通制限、各種会合などたくさんのお知らせがのつていきます。どこかでなくしたり、ためておきますと、回覧をみていない人達がめいわくします。
- ▽犬の放し飼による被害がふえています。犬は絶対に放さずにつないでおきましょう。
- ▽万一、野犬捕とう週間にこれらの犬が捕獲されても戻してくれません。
- ▽水の出し放しはやめましょう。水の出し放しはメーターに大きくあらわれます。水の出し放しは水不足の原因にもなります。水道の使用を中止するときは必ずはずし出しをしてください。
- ▽水道の使用を中止するときは必ずはずし出しをしてください。出稼ぎまたは移動のため水道の使用を中止するときは必ず役場水道課に届けてください。届出がなければそのまま使用しているものと、水道料金がかります。
- ▽水道課
- ▽総務課
- ▽村教育委員会

鹿部村歴史物語

郷土二百年前を語る

鹿部「螢の里」史話 (三)

(2)

真澄が座にもどると間もなくこの運上屋へ数人の村人が来て「今日の鎌おろし(昆布採取初日)は海が荒れて、ざり(霧)ばかり降ってだめだ!」と不平そうにつぶやいた。

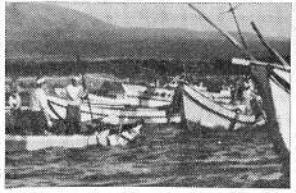
昆布取りは二百年前より、夏の土用に入る日から取り初めるならわしで、それも天候次第で行う規約が固く守られていた。昆布採取が目的で鹿部へ来た函館近在の和人達は、早く昆布を取って干し上げたのである。

それが待ち兼ねた鎌おろしの初日から悪天候であるので、誰もが空や海を見ては不平を言うのも無理ではない。

アイヌに交って住む浦人は床屋も無い頃とて伸びた顔ひげをかきながら、退屈そうにあくびをして、時化(しげ)続きを憂いている。

この情景を見た真澄は、昨夜は明るい螢の里に楽しく旅情を慰めたが、今日は村人の暗い心の様子に同情した。名産昆布に働く人々の苦心も考えて、この昆布の貴重さも思った。

その時村の回文が来た。運上屋へ人はすぐ開いて見て、



「毎日やませ風で出漁船の帰りも遅れる海模様で、鎌おろしは六月二日に延期する事」と読み聞かせた。これを聞いた人々は大喜びで、二日後の鎌おろしを楽しげに帰った。旧暦六月初めは今の七月二十日頃で土用に入るから、鎌おろしは昔も今も変わりなく、希望と期待に心の沸く思いがするのである。

村人を気の毒に思った彼も、明るく帰る人達の後姿を見て自分の心も晴れた。やがて風が少し出た。雨が止むと、空が見えるようになった。そこで彼は次の里へと心を定め、親切な主人に札を述べて正午近く出立した。

浜道を西北へたどって高森を過ぎ、スタノへ川(今の折戸川)である。上流宿野辺より流れ来る川の(意)の岸に立った。まだ橋の無い頃とて上げ潮には徒渉困難であるが、幸い引潮で浅瀬になっていたから、彼はひざ下程の水に入ってから渡った。そして浜辺に家の五、六軒立ち並び本別に着いた。

(続く)

(小林露竹史談採集帖より) 小玉健記